

里親のもとで育つ子どもの 権利擁護のしくみをめぐる意識

—A 県の里親と里親支援専門相談員へのアンケート調査から—

井上 寿美・笹倉千佳弘

1. 目的

(1) 研究の背景

1) 社会的養護児童の権利擁護への関心の高まり

2016（平成 28）年に子どもの権利条約を基本理念とする改正児童福祉法が成立し、翌 2017（平成 29）年に「新しい社会的養育ビジョン」が出された。この頃から社会的養護児童の権利擁護への関心は急速に高まりを見せた。2016 年の改正児童福祉法では、第 2 条第 1 項において「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める」（傍点筆者）と明記され、子どもの権利条約第 12 条の意見表明権の考え方が児童福祉法に盛り込まれることとなった。

また「新しい社会的養育ビジョン」では、「現時点では少なくとも子ども家庭福祉の分野において子どもの権利擁護が適切になされているかどうかを判断する制度の構築は急務である」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017: 44）とされた。特に、これまで子どもの側から不服申し立てが難しかった、児童相談所の決定や一時保護に関して、子どもの側から不服申し立てが可能となるような制度整備の必要性が指摘された。また社会的養護を受けている子どもに関して、「定期的に意見を傾聴し、意見表明支援や代弁をする訪問アドボカシー支援などが可能になる子どもの権利擁護事業や機関を創設する」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017: 45）必要性についても指摘された。社会的養護児童の意見表明権を実現するための方策が具体的に示されたと言える。

さらに 2019（令和元）年の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則第 7 条第 4 項において、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることのできる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方に

(2)

について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定された。

これらをふまえ、厚生労働省に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」が設置された。同ワーキングチームでは、子どもの意見表明権の保障のあり方、権利擁護のしくみのあり方などについて検討がおこなわれ、2021（令和3）年5月にとりまとめが出された。また、2019（令和元）年度、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見表明を受けとめる体制の構築を図るための「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」が創設され、2020（令和2）年度から各地で実証モデル事業が開始される運びとなった。

以上のいきさつを経て、2022（令和4）年6月に成立した改正児童福祉法では、社会的養護児童の権利擁護のとりくみを具体的に推進するために以下の内容が盛り込まれた⁽¹⁾。

- ① 入所等の措置や措置中の処遇に関する児童の意見や意向について、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申等がおこなわれるようにして児童の権利擁護に係る環境を整備することを都道府県等の業務として位置づける。
- ② 都道府県知事又は児童相談所長による入所等の措置・解除・停止・変更の際に、児童の最善の利益を考慮し、児童の意見や意向を勘案するために、意見聴取等措置をとらなければならない。
- ③ 意見聴取等措置の対象となる児童の入所や一時保護等の措置、当該措置における処遇に係る児童の意見や意向について、意見表明等支援員（児童の福祉に関し知識又は経験を有する者）が意見聴取等により児童の意見や意向を把握し、勘案して関係機関との連絡調整等をおこなう意見表明等支援事業を新たに創設する。

2) 里親のもとで育つ子どもの権利擁護をめぐる検討課題

一時保護所や児童養護施設などへの訪問アドボカシーの実践が試行的に始まり、議論が活発におこなわれるようになった。大分県のモデル事業では里親家庭への訪問アドボカシーにも着手されている。厚生労働省の「令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」として実施された調査研究では、大分県のモデル事業に関してインタビュー調査がおこなわれている。里親家庭への訪問について、「訪問に至るまでに半年程度かかってしまう印象である。半年経ってようやくアドボケイトと里親との顔合わせができ、里親（大人）への訪問アドボカシーの説明を実施できる段階にこぎつけているぐらいである」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社2021: 35-6）と、里親家庭への導入の難しさが報告されている。具体的には、子どもと「良好な関係の里親ほど、関係性を乱されたくないという思いがあるように感じた（子どもとの関係に自負がある一方で不安も入り混じった様子で、他人であるアドボケイトが入ってくることに違和感を覚え、悪影響があるのではという懸念を持つ）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社2021: 38）ことや、「児童養護施設の職員に比べると、里親ごとにアドボケイトの必要度や理解度に幅があるように感じた」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社2021: 38）

ことなどが挙げられている。

たとえ困難が伴ったとしても、社会的養護児童の権利擁護に向けた議論の中で、里親のもとで育つ子どもを除外して考えるのは当然のことながら適切ではない。先のインタビュー調査においても、里親家庭を訪問したアドボケイトと子どもとの個別面談で、「子どもから里親に対し『実親に会いたい』という要望を伝えたケースがあったようで、アドボカシーの効果だと感じている」(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 2021: 38)と、里親のもとで育つ子どもの権利擁護のとりくみの可能性について語られている。また、里親養育は里親家庭というプライベート空間でおこなわれるため密室化されやすく、養育の不調が露見しにくい。児童養護施設で暮らす子どもよりも、里親家庭で暮らす子どもの方が虐待を受ける可能性が高いことも明らかになっている⁽²⁾。

里親のもとで育つ子どもの権利擁護に関する先行研究では、子どもにも施設と同様のしくみが必要であるという議論(藤井 2010; 磯谷 2020)がある一方で、大谷(2004)は、里親養育は日常的に関係する人が少数であることや助けを求めた後の処遇も保障されていないことから、子どもは助けを求めにくいということを視野に入れる必要があると議論している。里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみを考えるにあたり重要な指摘である。

また、「養育里親を増やし、養育里親をサポートする活動を行って」⁽³⁾いる、NPO 法人キープセット代表の渡邊守はインタビュー⁽⁴⁾の中で、里親のもとで育つ子どもに対して、おとなが意図してその権利擁護にかかわることを否定するわけではないが、児童養護施設などで試行されている、子どもアドボカシーとしてのソーシャルワーカー的な第三者がかかわることには慎重でありたいと語り、「遊びの中で発見される子どものニーズ」に注目している。イギリスやオーストラリアなどでとりいれているサポートワーカーという制度について紹介し、「一緒に遊んでくれるロールモデルになるようなお兄ちゃん、お姉ちゃん⁽⁵⁾が、(略)、そういった中でかれらの声を聞き出すということは、十分効率的にもいいと思うし、かれらにとっても話しやすいと思います」と述べている。

大谷や渡邊が指摘しているように、里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみは、児童養護施設などにおける権利擁護のそれと同様に考えて議論するだけでは不十分であろう。なぜなら、里親のもとで育つ子どもが権利を侵害されていると感じた際に、それをアドボケイトに伝えることについては、施設養護のもとで育つ子どもとは異なる困難を経験すると推察されるからである。子どもが養育者による権利侵害を申し出た場合、施設であれば、養育者が複数であるため、申し出の対象となった養育者だけが子どもの養育にかかわるわけではない。仮にその対象となった養育者が子どもの担当職員であるなら、担当者の変更も可能である。しかし里親家庭であれば、申し出の対象となった養育者とその後も暮らし続けなければならない。また、申し出によって措置変更となれば暮らしの場が変わるため、子どもは、これまで里親家庭や学校、地域などで築いてきた人間関係を失うことになる。

里親委託率が高まる中で、里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみについての議論は喫緊

(4)

の課題である。里親家庭への訪問アドボカシー導入に困難が伴う中で、A 県という限られた地域ではあるが、里親やその養育支援に携わってきた里親支援専門相談員が里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみに関していかなる意識を抱いているのかをつまびらかにすることは、里親のもとで育つ子どもの権利擁護のしくみについて議論を深めていくための一助になると考える。

(2) 研究の目的

本研究の目的は、A 県の里親と里親支援専門相談員が、里親のもとで育つ子ども（以下、「委託児」とする）の権利擁護のしくみに関していかなる意識を有しているのかを明らかにすることである。

2. 方法

(1) 調査と分析の方法

2021年3月1日現在、A 県の里親会に登録しているすべての里親 155 家庭と、A 県のすべての里親支援専門相談員（以下、「里専」とする）8 名に郵送法によるアンケート調査をおこなった⁽⁶⁾。調査期間は 2021 年 3 月 1 日～3 月 31 日である。里親については、里親会の事務局に調査票を送り、事務局にて封入をおこない発送してもらうなど、里親会の協力を得て実施した。里専については、それぞれの所属施設に個人宛で調査票を郵送した。

回収方法は、里親、里専ともに、調査票発送時に同封した返信用封筒（調査者の大学住所記載）を用いて調査者宛てに郵送してもらった。里親については無記名で調査票を回収し、里専については記名で回収した後、匿名化して分析をおこなった。回答者は里親が 64 名で回収率 41.3 %、里専は 8 名で回収率 100% である。

委託児の権利擁護のしくみの必要性については、里親と里専のそれぞれの調査票の単純集計をおこなった。また養育支援のしくみ利用に対する里親の意識と委託児の権利擁護のしくみ利用に対する里親の意識のクロス集計をおこなった。自由記述については、コーディングをおこないポジティブ要因とネガティブ要因に分けて検討した。

A 県⁽⁷⁾を調査対象地に選んだ理由は次のとおりである。A 県では施設に里専が配置される以前の 1980 年代から施設養育が里親と連携しながらおこなわれていた。また配置後は、県内の里専がチームとして里親会と連携し、里親のリクルートや養育支援のとりくみがなされている⁽⁸⁾。そして何よりも、コロナ禍により訪問して調査依頼を直接おこなうのが難しくなっていた時期に、これまでの調査研究をつうじて築いてきた関係性の中で、里親会と里専による調査協力を得ることができたからである。

(2) 回答者の基本的属性

1) 里親

年齢は50代が39.1%と最も多く、次いで40代が25.0%、60代が21.9%、70代が10.9%、30代が3.1%である。里親種別については、異なる種別の里親に同時に登録している場合があるため複数回答としており、養育里親が84.1%、養子縁組里親が33.3%、専門里親が9.5%、親族里親が7.9%である。委託児の養育経験については、「経験あり」が72.9%、「経験なし」が27.1%である。性別は、女性が80.6%で男性が19.4%であり（無回答0%）、回答者の8割が里母である。就労については、「就労している」が77.4%で、「就労していない」の22.6%を上回っている⁽⁹⁾。実子の有無については「実子がいる」が49.2%で、「実子がない」が50.8%である⁽¹⁰⁾。（表1参照）

表1 里親の基本的属性 (％)

年齢	30代	40代	50代	60代	70代
	3.1	25.0	39.1	21.9	10.9
里親種別	養育里親	養子縁組里親	専門里親	親族里親	
	84.1	33.3	9.5	7.9	
養育経験	あり		なし		
	72.9		27.1		
性別	女性		男性		
	80.6		19.4		
就労	している		していない		
	77.4		22.6		
実子	いる		いない		
	49.2		50.8		

2) 里親支援専門相談員

年齢は30代が2人、40代が4人、50代が1人、60代が1人であり、性別は、女性が6人で男性が2人である（無回答0）。里専としての経験年数は、1年～3年未満が2人、3年～5年未満が5人、5年～7年未満が1人である。（表2参照）

表2 里親支援専門相談員の基本的属性 (人)

年齢	30代	40代	50代	60代
	2	4	1	1
性別	女性		男性	
	6		2	
里専 経験年数	1～3年未満	3～5年未満	5～7年未満	
	2	5	1	

(6)

(3) 倫理的配慮

調査は大阪大谷大学文学部・教育学部・人間社会学部研究倫理委員会の承認を得た、「里親支援専門相談員を活用した委託児の権利擁護を視野に入れた里親養育支援システム」の研究の一環として、「日本社会福祉学会研究倫理規定」を遵守しておこなった。調査では人権に関する配慮を文書で説明し、アンケートの回答をもって調査協力への同意を確認した。調査結果の公表では匿名性を担保した。研究を進めるにあたり、事前に A 県児童相談所長に研究内容について承認を得た。

3. 結果

アンケートでは、サロンの居場所、専用の電話やメール相談、中立的な権利擁護機関の3つを委託児の権利擁護のしくみとして提示し、それぞれについて必要性を感じるか否かについて尋ねた。サロンの居場所は「里子⁽¹¹⁾さんどうしが集まって話ができる」場所、専用の電話やメール相談は「里子さんが自分の思いを聴いてもらえるような里子さん専用」の相談ツール、中立的な権利擁護機関は「里子さんが自分の権利が守られていないと感じた時に相談できる中立的」な機関として説明した。

委託児専用の相談ツールや中立的な権利擁護機関が、委託児の権利擁護に結びつくことは容易に理解できるであろう。サロンの居場所を委託児が利用できる権利擁護のしくみとして位置付けているのは次のように考えているからである（子ども情報研究センター 2018: 169）。

里親委託の子どもの権利擁護のためには、アドボケイトによる訪問アドボカシー（定期訪問面接）が実施されても、別途、アドボケイトが配置された、里親委託の子どもが集う「子どもサロン」の開催が望まれる。なぜなら養育者が、複数の施設職員である場合と、里親のみである場合とでは、権利侵害状況におかれた子どもが偽らざる気持ちをアドボケイトに伝える際の伝えやすさが異なるからである。（略）

「子どもサロン」は、子どもが里親家庭以外でもアドボケイトと出会える場であり、里親に気遣うことなく本心を話せる場となる。また子どもがサロンを継続利用すれば、権利に関するモニタリングを行うことも可能となる。

(1) 委託児の権利擁護のしくみの必要性をめぐる里親と里親支援専門相談員の意識

1) 里親の意識

サロンの居場所、専用の電話やメール相談、中立的な権利擁護機関の必要性に関する里親の意識は図1のとおりであった。

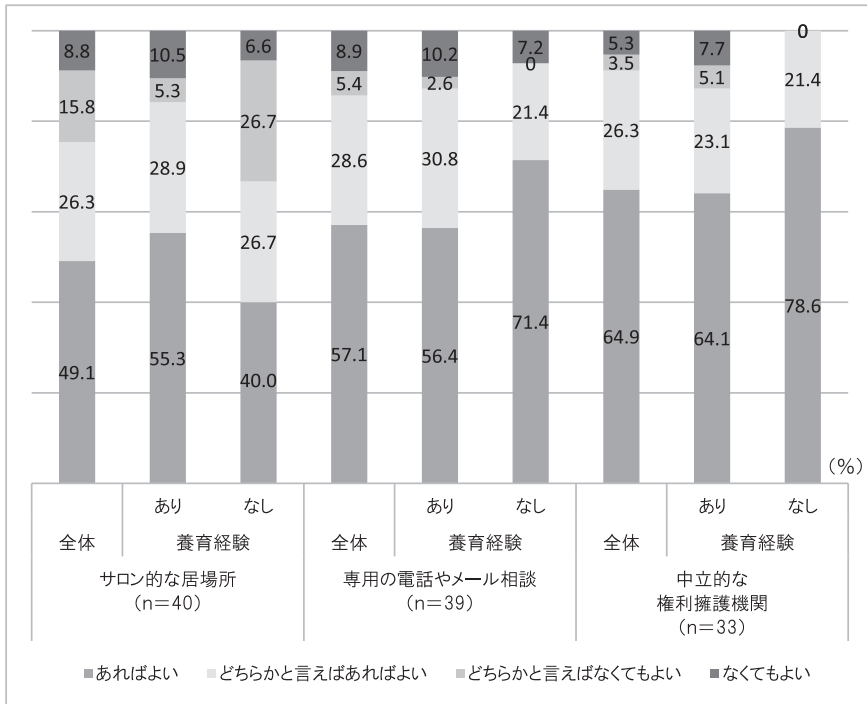


図1 里親：サロンのな居場所・専用の電話やメール相談・中立的な権利擁護機関の必要性

サロンのな居場所について全体では、「あればよい」が49.1%と最も高く、次いで「どちらかと言えばあればよい」が26.3%、「どちらかと言えばなくてもよい」が15.8%、「なくてもよい」が8.8%であった。専用の電話やメール相談について全体では、「あればよい」が57.1%と最も高く、次いで「どちらかと言えばあればよい」が28.6%、「どちらかと言えばなくてもよい」が5.4%、「なくてもよい」が8.9%であった。中立的な権利擁護機関について全体では、「あればよい」が64.9%と最も高く、次いで「どちらかと言えばあればよい」が26.3%、「どちらかと言えばなくてもよい」が3.5%、「なくてもよい」が5.3%であった。

「あればよい」「どちらかと言えばあればよい」をポジティブ回答、「どちらかと言えばなくてもよい」「なくてもよい」をネガティブ回答とした場合、サロンのな居場所について全体では、ポジティブ回答が75.4%、ネガティブ回答が24.6%であった。専用の電話やメール相談について全体では、ポジティブ回答が85.7%、ネガティブ回答が14.3%であった。中立的な権利擁護機関について全体では、ポジティブ回答が91.2%、ネガティブ回答が8.8%であった。いずれにおいてもポジティブ回答がネガティブ回答を大きく上回っていた。

養育経験の有無によるポジティブ回答の違いをみると、サロンのな居場所については、養育経験「あり」が84.2%で「なし」が66.7%、専用の電話やメール相談では、養育経験「あり」が87.2%で「なし」が92.8%、中立的な権利擁護機関については「あり」が87.2%で「なし」が100%であった。サロンのな居場所についてのみ、養育経験「あり」のポジティブ回答が多く、

(8)

専用の電話やメール相談と中立的な権利擁護機関については、養育経験「なし」のポジティブ回答の方が多かった。

2) 里親支援専門相談員の意識

サロンの居場所、専用の電話やメール相談、中立的な権利擁護機関の必要性に関する里親の意識は図2のとおりであった。

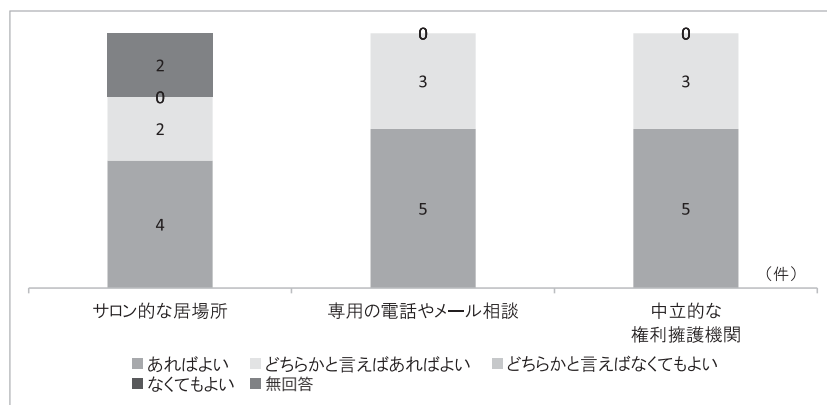


図2 里親：サロンの居場所・専用の電話やメール相談・中立的な権利擁護機関の必要性 (n=8)

サロンの居場所については「あればよい」が4件、次いで「どちらかと言えばあればよい」が2件、「無回答」が2件であった。専用の電話やメール相談については、「あればよい」が5件、「どちらかと言えばあればよい」が3件であった。中立的な権利擁護機関については、「あればよい」が5件、「どちらかと言えばあればよい」が3件であった。

「あればよい」「どちらかと言えばあればよい」をポジティブ回答、「どちらかと言えばなくてもよい」「なくてもよい」をネガティブ回答とした場合、3つの権利擁護のしくみに対するネガティブ回答はなかったが、サロンの居場所に関しては、すべてがポジティブ回答ではなかった。

(2) 養育支援のしくみ利用希望と委託児権利擁護のしくみの必要性をめぐる里親の意識

養育支援のしくみを利用したいと考えている里親と、利用したくないと考えている里親とでは、委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して意識の違いがあるかどうかをみるために、「里子を預けあう相互援助組織」と「家庭訪問型の子育て応援組織」の利用希望と、委託児の権利擁護のしくみの必要性とのクロス集計をおこなった。アンケートではそれぞれについて次のように説明した。

【里子を預けあう相互援助組織】

委託経験のある里親さんが「援助会員（預かる側）」や「依頼会員（預ける側）」として登録し、必要な場合に里子を預けあえる「相互援助組織」。マッチングは専門のコーディネーターによっておこなわれます。（子育て支援の「ファミリーサポートセンター」の里親版です。）

【家庭訪問型の子育て応援組織】

委託経験の有無にかかわらず、里親家庭の「子育てサポーター」として登録をおこなった里親さんが、訪問依頼のあった里親家庭に「子育てサポーター」として訪問し、依頼された里親さんに寄り添って話を聴く、依頼された里親さんと一緒に育児や家事や外出をおこなうなどの活動をする「家庭訪問型の子育て応援組織」。マッチングは専門のコーディネーターによっておこなわれます。（子育て支援の「ホームスタート」の里親版です。未委託の里親さんが里親養育を体験する機会にもなります。）

養育支援のしくみの利用希望と委託児の権利擁護のしくみの必要性をめぐる里親の意識についてのクロス集計の結果は図3のとおりであった。

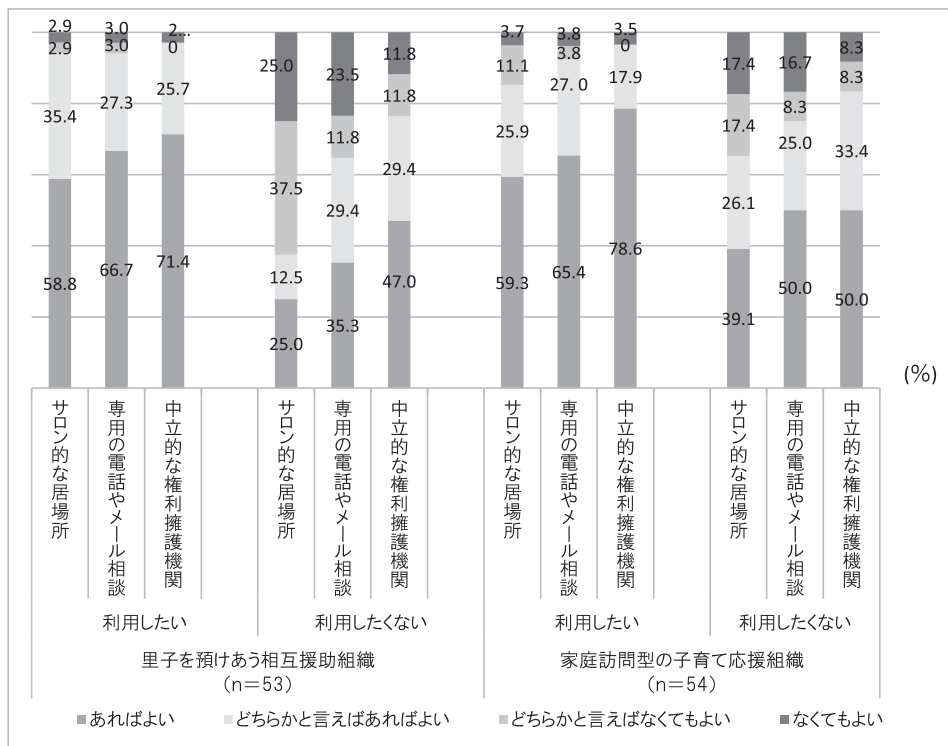


図3 里親：養育支援のしくみ利用と子どもの権利擁護のしくみ利用

「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望している里親は、サロンのな居場所の必要性についてのポジティブ回答が94.2%でネガティブ回答が5.8%、専用の電話やメール相談の必要性についてのポジティブ回答が94.0%でネガティブ回答が6.0%、中立的な権利擁護機関の必

(10)

要性についてのポジティブ回答が**97.1%**でネガティブ回答が**2.9%**であった。一方、その利用を希望していない里親は、サロンの居場所の必要性についてのポジティブ回答が**37.5%**でネガティブ回答が**62.5%**、専用の電話やメール相談の必要性についてのポジティブ回答が**64.7%**でネガティブ回答が**35.3%**、中立的な権利擁護機関の必要性についてのポジティブ回答が**76.4%**でネガティブ回答が**23.6%**であった。

「家庭訪問型の子育て応援組織」の利用を希望している里親は、サロンの居場所の必要性についてのポジティブ回答が**85.2%**でネガティブ回答が**14.8%**、専用の電話やメール相談の必要性についてのポジティブ回答が**92.4%**でネガティブ回答が**7.6%**、中立的な権利擁護機関の必要性についてのポジティブ回答が**96.5%**でネガティブ回答が**3.5%**であった。一方、その利用を希望していない里親は、サロンの居場所の必要性についてのポジティブ回答が**65.2%**でネガティブ回答が**34.8%**、専用の電話やメール相談の必要性についてのポジティブ回答が**75.0%**でネガティブ回答が**25.0%**、中立的な権利擁護機関の必要性についてのポジティブ回答が**83.4%**でネガティブ回答が**16.6%**であった。

養育支援のしくみの利用を希望する里親とそうでない里親とでは、自身が養育支援のしくみの利用を希望している里親ほど、委託児の権利擁護のしくみが必要であると回答する傾向が認められた。この傾向は、養育支援や権利擁護のしくみの種類による違いはなかった。

養育支援のしくみの利用を希望する里親とそうでない里親とでは、委託児の権利擁護のしくみの必要性に関するポジティブ回答にどのくらいの差があるのかに注目した。「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望する里親とそうでない里親とでは、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ回答で**56.7%**、専用の電話やメール相談の必要性に関するポジティブ回答で**29.3%**、中立的な権利擁護機関の必要性に関するポジティブ回答で**20.7%**の差が認められた。また「家庭訪問型の子育て応援組織」の利用を希望する里親とそうでない里親とでは、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ回答で**20.0%**、専用の電話やメール相談の必要性に関するポジティブ回答で**17.4%**、中立的な権利擁護機関の必要性に関するポジティブ回答で**13.1%**の差が認められた。「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望する里親とそうでない里親による、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ回答の差は、他の権利擁護のしくみの必要性に関するポジティブ回答の差を大きく上回っていた。(図3)

(3) 小括

A 県の里親と里親支援専門相談員が委託児の権利擁護のしくみに関していかなる意識を持っているのかについて、サロンの居場所、専用の電話やメール相談、中立的な権利擁護機関という3つしくみをとおしてみた結果、以下の4点が明らかになった。

1点、委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里親よりポジティブに認識している里親の方が多かった。

- 2点、委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里専はいないが、サロンの居場所の必要性については、すべての里専がポジティブに認識しているわけではなかった。
- 3点、養育支援のしくみや権利擁護のしくみの種類にかかわらず、養育支援のしくみの利用を希望する里親ほど、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識していた。
- 4点、「里子を預けあう相互援助組織」の利用希望有無による、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ認識の差が、他の権利擁護のしくみに関するポジティブ認識の差より顕著であった。

4. 考察

結果で明らかになった4点（小括1～4）について考察を加える。

(1) 里親が委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している理由

委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里親より、ポジティブに認識している里親の方が多かった（小括1）。以下では、里親が委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している理由について、回答理由を記した自由記述欄の記載内容をもとに考察する。

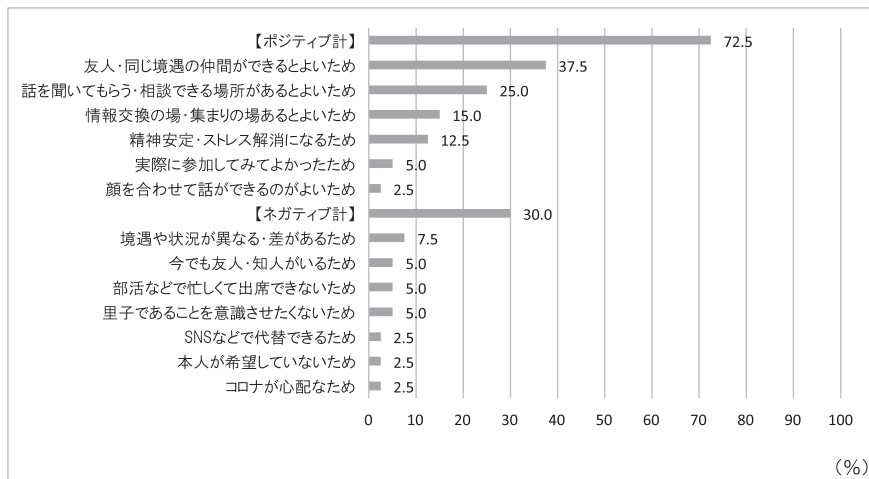


図4 サロンの居場所に関する里親の回答理由 (n=40)

(12)

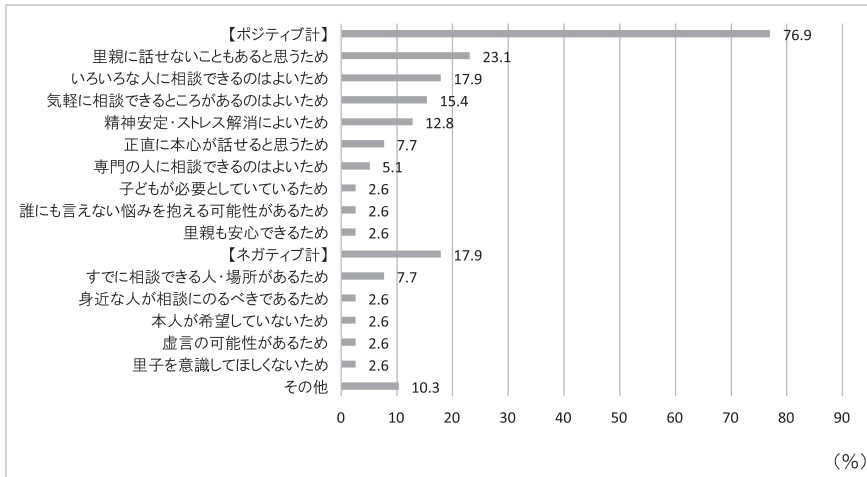


図5 専用の電話やメール相談に関する里親の回答理由 (n=39)

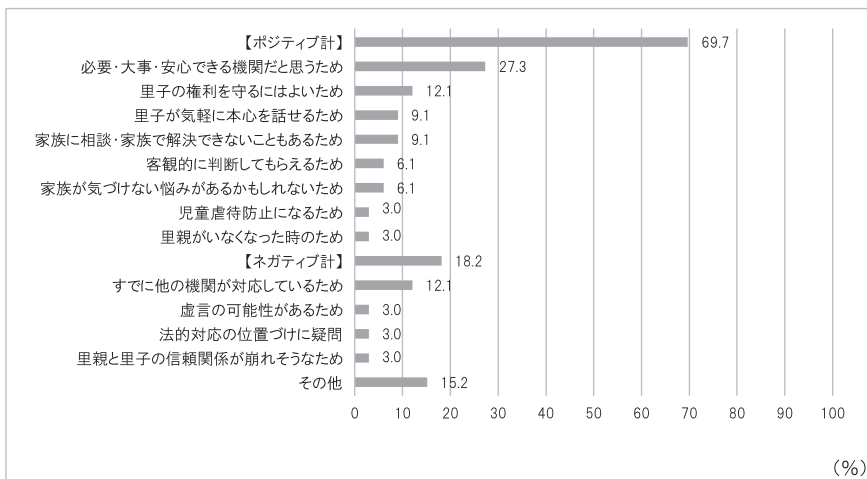


図6 中立的な権利擁護機関に関する里親の回答理由 (n=33)

図4は委託児のサロンの居場所の必要性に関する里親の回答理由、図5は委託児専用の電話やメール相談の必要性に関する里親の回答理由、図6は委託児の中立的な権利擁護機関の必要性に関する里親の回答理由をコーディングし、コードをポジティブ要因とネガティブ要因に分け、自由記述欄におけるコードの出現率を表したものである。

委託児の権利擁護のしくみに関する里親の回答理由で10%以上出現したコードに注目する。まずポジティブコードからみていく。サロンの居場所では、「友人・同じ境遇の仲間ができる」とよいため(37.5%)、「話を聞いてもらう・相談できる場所があるとよいため」(25.0%)、「情報交換の場・集まりの場があるとよいため」(15.0%)、「精神安定・ストレス解消になるため」(12.5%)が回答理由として挙げられていた(図4)。専用の電話やメール相談では、「里親に話

せないこともあると思うため」(23.1%)、「いろいろな人に相談できるのはよいため」(17.9%)、「気軽に相談できるところがあるとよいため」(15.4%)、「精神安定・ストレス解消によいため」(12.8%)が回答理由として挙げられていた(図5)。中立的な権利擁護機関では、「必要な・大事な・安心できる機関だと思うため」(27.3%)、「里子の権利を守るためにはよいため」(12.1%)が回答理由として挙げられていた(図6)。

これらの回答理由から、委託児の育ちに多様な人や機関のかかわりを求める里親の養育観をみてとることができる。具体的には、「同じ境遇の人同士が集まる場所があると安心すると思う」「ヘルプを出せる所は多い方が良い」「立場の違う方に相談することはとても良いと思う」「児相とは違った、敷居の高くない機関があればよいと思う」などの記述があった。

そしてこのような養育観の根底にあるのは、委託児にとってよい里親でありたいと努力しても、子どもの気持ちをすべて理解してかかわることは難しいという謙虚な姿勢であろう。具体的には、「里親には話せない事も(子ども：補足筆者) 同士ならわかりあえる事もあると思うので」「里親に遠慮して言えないこともあるかなあと思うので。気持ちを中立的に正しく整理してもらえる場も必要」「里子のために思っていることが里子にとっては苦痛であることもあると思うから」「里子にもストレスがあると思うので」などの記述があった。

次にネガティブコードについてみていく。10%以上の出現率が認められたのは、中立的な権利擁護機関に関する「すでに他の機関が対応しているため」(12.1%)のみであった(図6)。具体的には、「児相の職員さんと仲が良いので…(子供(ママ)が)」「児童相談所で充分だと思う」などである。児童相談所の職員とのかかわりが良好であることが記されていたことから、権利擁護のしくみの必要性に関するネガティブコードは、委託児の育ちに里親だけでなく多様な人や機関のかかわりを求める養育観を否定するものではなかった。

以上から、里親が、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している理由は、委託児の育ちに多様な人や機関のかかわりを求める養育観を有することによって考えられる。

(2) 里専が居場所の必要性をポジティブに認識していない理由

委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里専はいないが、サロンの居場所の必要性については、すべての里専がポジティブに認識しているわけではなかった(小括2)。サロンの居場所に関して8件中2件の無回答があった理由について、自由記述欄の記載内容をもとに考察する。無回答の理由は次のようなものであった。

- ア。「里子が小さい時にもともと交流があれば居場所となるかもしれないが、子ども同士が必要と感じないようであればなくてもよい」。
- イ。「里子の年齢にもよる。先輩里子体験談として20歳以上の子が中高生へ話をする機会はあるのも良いと思う」。

(14)

「里子が小さい時にもともと交流があれば居場所となるかもしれない」(ア)という記述には、小さい時からの交流の場であれば居場所機能を発揮する可能性があることが示唆されている。すなわち、年齢の低い委託児にとってのサロンの居場所の必要性を読みとることができる。

「先輩里子体験談として20歳以上の子が中高生へ話をする機会はあるのも良いと思う」(イ)という記述には、中高生の委託児が先輩から体験談を聞く機会を設けることへの期待が込められている。すなわち、思春期の委託児にとってのサロンの居場所の必要性を読みとることができる。

以上から、里専が、サロンの居場所の必要性をポジティブに認識していない理由は、サロンの居場所は、委託児の年齢によって必要性が異なるため、すべての委託児に一律に必要なものとしてとらえていないことによると考えられる。

(3) 養育支援のしくみ利用希望里親ほど委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している理由

養育支援のしくみや権利擁護のしくみの種類にかかわらず、養育支援のしくみの利用を希望する里親ほど、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識していた(小括3)。「里子を預けあう相互援助組織」や「家庭訪問型の子育て応援組織」の利用を希望する里親ほど、権利擁護のしくみが必要であると回答した理由について、自由記述欄の記載内容をもとに考察する。

「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望する里親による回答理由欄の記述、および「家庭訪問型の子育て応援組織」の利用を希望する里親による回答理由欄の記述は、ともに20件であった。これら40件の回答理由は、利用者として自分だけが想定されているもの⁽¹²⁾と、利用者として他の里親も含めて想定されているものの2つに大別された。前者は11件(27.5%)であったのに対し、後者は29件(72.5%)と、出現率に大きな差が認められた。

後者の回答理由としては、「どちらかと言うと我家は子供(ママ)中心のため、あまり利用する事が少ないと思う。しかし、手をかりたいと思う里親さんは必要と思う」というように他の里親を想定した記述、さらには里親制度全体を視野に入れた記述もあった。たとえば「未委託や登録後間もない里親が、実際の委託家庭の日常を経験することは、委託に向けての準備がしやすいのではないかと思います」や、「里親会を通じて知り合いになっている里親同士がお互いに助け合える関係であれば、里親養育の可能性が広がると思う」などである。

アンケートでは、「里親養育に関して次のような支援があれば利用したいと思いますか?」と質問しており、養育支援のしくみの利用希望を問うものであった。しかし、その利用を希望する里親の多くは、個人の利用希望だけでなく、他の里親への配慮や、里親制度そのものの充実という広い視野で回答していた。仮に、養育支援のしくみの利用を希望する里親が、個人の利用希望だけにもとづいて回答していたのであれば、必ずしも委託児の権利擁護のしくみが必要であると回答しなかったのではないかと考えられる。すなわち、養育支援のしくみの利用を希望する里親が、他者への配慮や、里親制度そのものの充実という広い視野で回答する傾向にあったため、委託児の権利擁護

護のしくみの必要性について、委託児への配慮や、委託児にとっての里親制度の充実という観点からをとらえて回答したのではないかと考えられる。

以上から、養育支援のしくみや権利擁護のしくみの種類にかかわらず、養育支援のしくみの利用を希望する里親ほど、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している理由は、委託児の権利擁護のしくみの必要性を、個人の立場からではなく、委託児への配慮や里親制度の充実という観点でとらえていることによると考えられる。

(4) 居場所の必要性に関する意識が「里子を預けあう相互援助組織」利用希望の有無によって顕著に異なる理由

「里子を預けあう相互援助組織」の利用希望有無による、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ認識の差が、他の権利擁護のしくみに関するポジティブ認識の差より顕著であった(小括4)。この理由についてネガティブ回答の理由をもとに考察する。

里親が「里子を預けあう相互援助組織」を利用すれば、一時的であるとはいえ委託児は里親家庭とは異なる家庭に身を置くことになる。「里子を預けあう相互援助組織」の利用に関するネガティブ回答の理由には、「人、それぞれ育て方が一緒じゃないから」や「できるだけ自分で子育てしたいから」などが挙げられており、自分の養育の仕方へのこだわりや、他者からのかかわりに対する拒否感が認められた。「里子を預けあう相互援助組織」の利用にネガティブな意識をもっている里親は、委託児がいつも自分の傍に居ること、自分の家庭が委託児にとって最も心地よい居場所であることを求めていると言える。

委託児が専用の電話やメール相談を利用する場合、かれらが、里親の元を離れ、他者である担当者と直接、かかわることはない。また、委託児が中立的な権利擁護機関を利用する場合、たとえかれらが里親の元を離れ、担当者と直接、かかわることになったとしても、権利擁護機関がかれらにとって最も心地よい居場所になる可能性は低い。一方、委託児がサロンの居場所を利用する場合は、事情が大きく異なる。サロンの居場所の役割は、里親の元を離れて委託児どうしが集まって話をする時間と空間を保障することである。したがって委託児が、里親家庭とは異なる場所に心地よい居場所を見出すかもしれない。つまり、委託児が活用できる権利擁護のしくみの中では、サロンの居場所だけが、委託児が里親家庭よりも心地よい居場所を見出す可能性を有するしくみであると言える。

以上から、「里子を預けあう相互援助組織」の利用希望有無による、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ認識の差が、他の権利擁護のしくみに関するポジティブ認識の差より顕著であったのは次の理由による。「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望しない里親は、自分の家庭が委託児にとって最も心地よい居場所であることを求める傾向にあるため、サロンの居場所が、委託児にとって里親家庭とは異なる心地よい居場所になる可能性のあるしくみとしてネガティブにとらえられたことによると考えられる。

5. 結論

本研究の目的は、A 県の里親と里親支援専門相談員が、委託児が活用できる権利擁護のしくみに関していかなる意識を有しているのかを明らかにすることであった。A 県の里親会に登録しているすべての里親家庭と、A 県のすべての里専に郵送法によるアンケート調査をおこなった。その結果、次の4点が明らかになった。

①委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里親より、ポジティブに認識している里親の方が多かった。②委託児の権利擁護のしくみの必要性に関して、ネガティブに認識している里専はいないが、サロンの居場所の必要性については、すべての里専がポジティブに認識しているわけではなかった。③養育支援のしくみや権利擁護のしくみの種類にかかわらず、養育支援のしくみの利用を希望する里親ほど、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識していた。④「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望する里親とそうでない里親による、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ認識の差が、他の権利擁護のしくみの必要性に関するポジティブ認識の差よりも顕著であった。

上記の4点について次の考察をおこなった。①里親が、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している理由は、委託児の育ちに多様な人や機関のかかわりを求める養育観を有することによる。②里専が、サロンの居場所の必要性をポジティブに認識していない理由は、サロンの居場所は、委託児の年齢によって必要性が異なるため、すべての委託児に一律に必要なものとしてとらえていないことによる。③養育支援のしくみの利用を希望する里親ほど、委託児の権利擁護のしくみが必要であると認識している理由は、委託児の権利擁護のしくみの必要性を、個人の立場からではなく、委託児への配慮や里親制度の充実という観点でとらえていることによる。④「里子を預けあう相互援助組織」の利用希望の有無による、サロンの居場所の必要性に関するポジティブ認識の差が、他の権利擁護のしくみの必要性に関するポジティブ認識の差よりも顕著であったのは、「里子を預けあう相互援助組織」の利用を希望しない里親が、サロンの居場所が、委託児にとって里親家庭とは異なる心地よい居場所になる可能性のあるしくみとしてネガティブにとらえられたことによる。

※本研究は「JSPS 科研費 JP19K02174」の助成を受けておこなったものの一部であり、日本社会福祉学会第70回秋季大会（2022年10月22日～23日、於：関西福祉科学大学）にて口頭発表をおこなった際の配布資料に大幅な加筆修正を加えたものである。

注

- (1) 2022年6月15日付で厚生労働省より発出された「『児童福祉法等の一部を改正する法律』の公布について（通知）」によれば、「4 児童の権利の擁護に関する事項」として、①は「(一) 都道府県の業務として、入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるよう

にすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うものとした。(第 11 条第 1 項第 2 号リ関係)」と説明されている。また②は、「(二) 都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採用する場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この(二)において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならないものとした。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、児童に入所措置等を採用し、又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置への変更等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならないものとした。(第 33 条の 3 の 3 関係)」と説明されている。そして、「2 児童等に対する支援の充実等に関する事項」の新たに新設される事業として、③は「ハ 意見表明等支援事業とは、4 の(二)の意見聴取等措置の対象となる児童の入所の措置又は一時保護等の措置(3 の(四)及び4において「入所措置等」という。)を行うことに係る意見又は意向及び入所の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいうものとした。(第 6 条の 3 第 17 項関係)」と説明されている。

- (2) 2009 年(平成 21)年度から 2013 年(平成 25)年度の 5 年間に、被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等種別では、児童養護施設が 184 件(60.0%)と最も多く、里親・ファミリーホームが 43 件(14.2%)と続く(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ 2016: 36)。この数字からは、児童養護施設より里親家庭の方が、虐待が発生しにくいように見受けられるが、5 年間の被措置児童数の合計は里親家庭よりも児童養護施設の方がはるかに多いため、虐待が発生する割合は里親家庭の方が高くなっている。
- (3) Keyassets (2022)「キアセットの取り組み」(<https://kiiasetto.or.jp/>, 2022. 9. 30)からの引用である。
- (4) 渡邊へのインタビューは 2018 年 2 月 6 日にキアセットの大阪オフィスにて実施した。
- (5) 渡邊はインタビューにおいて、「簡単にいうと、キャンプのお兄さんと学童の先生を足して 2 で割ったような感じ」の人たちであると説明している。
- (6) この調査結果については(井上・笹倉 2022 a)(井上・笹倉 2022 b)も参照されたい。
- (7) 2020 年度末の里親委託率は 25.1%である(厚生労働省 2022)。
- (8) 詳細については井上・笹倉(2020)を参照されたい。
- (9) 全国里親会が 2015 年におこなった調査では、「就労していない(家事専業を含む)」と回答した里父は 9.2%、里母は 41.7%であった(全国里親委託等推進委員会 2016)。
- (10) 全国里親会が 2015 年におこなった調査では、実子がいると回答した里親は 40.7%であった(全国里親委託等推進委員会 2016)。
- (11) 「里子」という呼称には議論はあるが、アンケートでは「里親委託されている子どもを『里子』と呼ばせていただきます」とお断りしたうえで、里親にとって馴染みのある里子という言葉を用いた。
- (12) たとえば「実子の用事など(健診などで)短時間でお願ひできる方が近くにいたらいいなと思うからです(祖父母は遠方に住んでいるため)」を挙げるができる。

文献

新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)「新しい社会的養育ビジョン」。

藤井美江(2010)「被措置児童の虐待防止と権利擁護－里親家庭で生活する子どもの権利ノート」『里親と子ども』5, 7-13。

(18)

井上寿美・笹倉千佳弘 (2020) 「里親によるレスパイト・ケア利用促進に向けた里親支援専門相談員の役割」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』 10, 17-35.

井上寿美・笹倉千佳弘 (2022 a) 「コロナ禍における A 県の里親養育と里親支援専門相談員の活動」『大阪大谷大学紀要』 56, 11-25.

井上寿美・笹倉千佳弘 (2022 b) 「コロナ禍を経験した A 県の里親が求める養育支援」『大阪大谷大学教育学部幼児教育実践研究センター紀要』 12, 1-20.

磯谷文明 (2020) 「社会的養護における子どもの意思決定と支援」『月刊福祉』 103(3), 39-41.

子ども情報研究センター (2018) 『厚生労働省公募調査研究事業 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研究課題 9 「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』.

厚生労働省 (2022) 「社会的養護の推進に向けて」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000833294.pdf>, 2022. 10. 2).

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2021) 『令和 2 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 子ども意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究 報告書』.

大谷まこと (2004) 「里親委託における子どもの権利擁護－カナダ BC 州との対比において」『東洋大学大学院紀要』 41, 295-307.

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2017) 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第 13 次報告』.

全国里親委託等推進委員会 (2016) 『平成 27 年度調査報告書』全国里親委託等推進委員会事務局.